

独立行政法人農業環境技術研究所における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止等に関する措置要領

26農環研第091708号

平成26年 9月17日

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人農業環境技術研究所会計規程（13農環研第24号。以下「会計規程」という。）第33条第2項の規定に基づき、独立行政法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）における建設工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務（調査、測量及び設計に関する業務をいう。以下同じ。）契約（物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約を除く。）に係る指名停止の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指名停止 研究所における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る競争に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を一定期間当該契約に係る競争に参加させないこととするをいう。
- 二 措置要件 指名停止を行う事由をいい、別表の措置要件欄に掲げる措置要件をいう。
- 三 指名停止期間 指名停止を行う期間をいい、別表の措置対象期間欄に掲げる期間の範囲内で決定される期間をいう。
- 四 短期期間 別表の措置対象期間欄に掲げる期間のうち、短い方の期間をいう。
- 五 長期期間 別表の措置対象期間欄に掲げる期間のうち、長い方の期間をいう。
- 六 代表役員等 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- 七 一般役員等 有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。
- 八 使用人 有資格者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。

(指名停止の措置)

第3条 理事長は、有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、別表の情状に応じた指名停止期間をもって、当該有資格者について研究所として指名停止を行うものとする。

(措置要件の認定等)

第4条 第3条、第5条から第7条まで、第12条及び第13条に係る認定等の場合には、独立行政法人農業環境技術研究所契約審査委員会に諮るものとする。

(指名停止期間の特例等)

第5条 有資格者が1の事案により2以上の措置要件に該当すると認めて指名停止を行う場合においては、それぞれの措置要件に応じた短期期間のうち最も長いものを短期期間として、それぞれの措置要件に応じた長期期間のうち最も長いものを長期期間として取り扱うものとする。

2 有資格者が次の各号の一に該当すると認めて指名停止を行う場合においては、短期期間の2倍(当初の指名停止期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍、別表の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍)の期間を、短期期間として取り扱うものとする。

一 指名停止期間中又は指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

二 別表の第9項から第11項又は第12項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当して指名停止を受け、当該指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たにそれぞれ同表の第9項から第11項又は第12項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 有資格者について、該当する措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由があると認めて指名停止を行う場合(次条第4号及び第5号に該当する場合を除く。)においては、短期期間(前2項の規定により短期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。)の2分の1までの期間を限度として当該短期期間を短縮した期間を、指名停止期間とすることができる。

4 有資格者について、該当する措置要件に関し極めて悪質な事由があった、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めて指名停止を行う場合においては、長期期間(第1項の規定により長期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。)の2倍(当該長期期間の2倍が36ヵ月を超える場合にあっては、36ヵ月)までの期間を限度として当該長期期間を延長した期間を、指名停止期間とすることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、その該当した措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前2項に定める期間を限度として、その指名停止期間を変更することができる。この場合において、別表の第19項に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合に得られる指名停止期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第6条 有資格者が措置要件のいずれかに該当して指名停止を行う際に、当該有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる期間を、短期期間として取り扱うものとする。

- 一 研究所が得た談合情報又は談合があると疑うに足りる事実に関し、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出している場合において、当該誓約にもかかわらず、当該事案によって当該有資格者が別表の第12項、第16項又は第19項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき 短期期間の2倍（同表の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍）の期間
- 二 別表の第12項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） 短期期間の2倍（同表の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍）の期間
- 三 別表の第12項から第15項まで又は第19項に掲げる措置要件のいずれかに該当し、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） 短期期間の2倍の期間（同表の第19項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、2.5倍）
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく研究所又は独立行政法人農業環境技術研究所競争契約参加者等資格審査要領第33条に規定する機関（以下「農林水産省等」という。）による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為を原因とする談合によって有資格者が別表の第12項から第15項まで又は第19項に掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該関与行為に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。） 短期期間に1ヵ月（同表の第19項に掲げる措置要件に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）を加算した期間
- 五 研究所、農林水産省等又は農林水産省等以外の公共機関（以下「他の公共機関」という。）の役職員（役員又は職員をいう。以下同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反したとして、競争入札妨害（同条第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該競争入札妨害又は談合によって有資格者が別表の第16項から第19項までに掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該競争入札妨害又は談合に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に該当する場合を除く。） 短期期間に1ヵ月（同表の第19項に掲げる措置要件に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）を加算した期間

（指名停止の解除）

第7条 理事長は、指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止の原因となった事案について責を負わないこと、又は責を負う必要がないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者について、指名停止を解除するものとする。

(有資格者への通知)

第8条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書面により、当該事案に該当する有資格者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

- 一 第3条の規定により指名停止を行った場合 別紙様式第1号の指名停止通知書
- 二 第5条第5項の規定により指名停止期間を変更した場合 別紙様式第2号の指名停止変更通知書
- 三 前条の規定により指名停止を解除した場合 別紙様式第3号の指名停止解除通知書

(改善措置に関する報告の求め)

第9条 理事長は、前条の規定により指名停止を行った旨の通知をする場合において、当該指名停止の原因となった事案が理事長が発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ、当該指名停止を行った有資格者に対し、改善措置の報告を求めるものとする。

(指名の禁止等)

第10条 理事長は、指名競争（会計規程第34条に規定する指名競争をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、指名停止期間中の有資格者を、指名競争に参加させる者として指名しない。

(下請等の禁止)

第11条 理事長は、自らが締結し、又は締結した契約に関し、指名停止期間中の有資格者が、その全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しない。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 理事長は、指名停止期間中の有資格者を、随意契約の相手方としない。ただし、会計規程第35条各号に掲げる場合であって、当該指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手としなければならないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第13条 理事長は、指名停止を行うまでに至らなかったものについて、必要があると認めるときは、当該事案に係る有資格者に対し、書面又は口頭をもって、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月 1日から施行する。

別表（第2条第2号、第3号、第4号及び第5号、第3条、第5条第2項、第2号及び第5項、第6条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号関係）

指名停止措置基準

区分	措置要件	措置対象期間
虚偽記載	1 理事長が発注する工事等の契約に係る競争又は随意契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札又は見積書提出前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
過失による粗雑工事	2 理事長との間で締結した請負契約に係る工事（以下「理事長発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（そのかしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
	3 前項に掲げる工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、そのかしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内
契約違反	4 理事長との間で締結した契約に係る工事等（以下「理事長発注工事等」という。）の施工又は実施に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第2項に掲げるときを除く。）。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
公衆損害事故	5 理事長発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内
	6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、その事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内

区分	措置要件		措置対象期間
工事関係者事故	7 理事長発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。		当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
	8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、その事故が重大であると認められるとき。		当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内
贈賄	9 研究所の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内
	10 農林水産省等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上3ヵ月以内
	11 他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内

区分	措置要件		措置対象期間
	捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上3ヵ月以内
独占禁止法違反行為	12 理事長発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(第19項に掲げる場合を除く。)		当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内
	13 農林水産省等との間で締結した契約に係る工事等(以下「農林水産省等発注工事等」という。)に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(第19項に掲げる場合を除く。)		当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
	14 他の公共機関との間で締結した契約に係る工事等(以下「公共機関発注工事等」という。)に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第19項に掲げる場合を除く。)		刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内
	15 その行う業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(前3項及び第19項に掲げる場合を除く。)		当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
競売入札	16 理事長発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内



区分	措置要件		措置対象期間
妨害又は談合	逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第19項に掲げる場合を除く。)	一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内
	17 農林水産省等発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第19項に掲げる場合を除く。)	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以内
	18 公共機関発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第19項に掲げる場合を除く。)	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該認定をした日から3ヵ月以上9ヵ月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以内
重大な独占禁止法違反行為等	19 理事長、農林水産省等又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等(研究所を除く。)で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。) ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である		刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上36ヵ月以内

区分	措置要件	措置対象期間
	<p>個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>イ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
建設業法違反行為	20 理事長発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
	21 農林水産省等との間で締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
	22 請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前2項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
不正又は	23 前各項に掲げる場合のほか、その行う業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
不誠実な行為	24 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

備考 この表において、「工事等」とは、建設工事又は測量・設計コンサルタント等業務をいう。

番 号  
年 月 日

（ 住 所 ）  
（ 商号又は名称 ）  
（ 代表者氏名 ） 殿

独立行政法人  
農業環境技術研究所理事長 印

### 指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が（の）（※1）ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。  
なお、（※2）。

#### 記

- 1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 指名停止の理由

- 備考
- 1 「※1」部分には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
  - 2 「※2」部分には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる文章を挿入する。
    - 一 第8条の規定により改善措置に関する報告を求める場合 「今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい」
    - 二 前号以外の場合 「今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい」
  - 3 「指名停止の理由」欄には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号  
年 月 日

（ 住 所 ）  
（ 商号又は名称 ）  
（ 代表者氏名 ） 殿

独立行政法人  
農業環境技術研究所理事長 印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止  
を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を  
変更したので、通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

番 号  
年 月 日

（ 住 所 ）  
（ 商号又は名称 ）  
（ 代表者氏名 ） 殿

独立行政法人  
農業環境技術研究所理事長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 〃 の指名停止  
を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので、通知  
する。